

事 務 連 絡

平成27年2月26日

各 正 会 員
事 務 局 長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

専務理事 森 谷 賢

**フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
の周知協力について（周知依頼）**

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」について、周知依頼がございました。

本法の施行により、業務用冷凍空調機器の所有者等に報告等の義務が適用されます。つきましては、貴職におかれましても、貴協会会員に対し周知いただく等、格段のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。